

収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除等並びに資産の譲渡に係る特別控除額の損金不算入に関する明細書

【No.51】同一連結事業年度内の同一の年に属する期間において、連結所得の特別控除と圧縮記帳（特別勘定を設けた場合を含みます。）を重複適用していませんか。

別表十の二(二)

令三・四・一以後終了連結事業年度分

I 収用換地等の場合の連結

譲渡資産の明細	公共事業者の名称	1		譲渡経費		円
	公共事業者から買取り等の申出を受けた年月日	2	・	同対		
	収用換地等による譲渡年月日	3	・			
	譲渡資産の種類	4				
取得した補償金等の額の計算	対価補償金及び清算金の額	5		支出した譲渡経費の額	14	
	同補償金に相当する部分の額	6		譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	15	
	経費補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	7		差引譲渡経費の額 (14) - (15)	16	
	移転補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	8		同上のうち補償金等に係る譲渡経費の額	17	
	取得した補償金等の額 (5) + (6) + (7) + (8)	9		渡益の額 + (10) - (11) - ((12)又は(13)) - ((16)又は(17))	18	
	特別控除に係る交換取得資産の価額	10		期前において設けた特別勘定の金額を当期において利益金として算入し、別当控除の規定の適用を受けた金額	19	
	同上の交換取得資産につき支払った交換差金の額	11		当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の属する年において当該譲渡した他の資産につき、5,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	20	
				特別控除残額 5,000万円 - (20)	21	
				特別控除額 (18)又は(19)と(21)のうち少ない金額	22	

【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.49】3欄は、2欄に記載した日以後6月以内の日付となっていますか。

II 特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除等に関する明細書

事業施行者等の名称	23		特た場 定め合	当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において、2,000万円を超えた金額	33	円
特定事業の用地買収等による譲渡した年月	24			除残額 (33)	34	
取得した対価の額	25			除額 (うち少ない金額)	35	
交換取得資産の価額	26		特た場 定め合	当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,500万円特別控除の規定の適用を受けた金額	36	
交換取得資産につき支払った交換差金の額	27			特別控除残額 1,500万円 - (36)	37	
特定事業の用地買収等により譲渡した部分の帳簿価額	28			特別控除額 (32)と(37)のうち少ない金額	38	
譲渡経費の額の計算	支出した譲渡経費の額	29	特た場 定め合	当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、800万円特別控除の規定の適用を受けた金額	39	
	譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	30		特別控除残額 800万円 - (39)	40	
	差引譲渡経費の額 (29) - (30)	31		特別控除額 (32)と(40)のうち少ない金額	41	
譲渡益の額 (25) + (26) - (27) - (28) - (31)		32	特た場 定め合	当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	42	
				特別控除残額 1,000万円 - (42)	43	
				特別控除額 (32)と(43)のうち少ない金額	44	

【No.50】建物を取り壊して土地を譲渡している場合、14欄の金額にその建物の帳簿価額、取壊費用の額等を含めていますか。

【No.52】収用に係る連結所得の特別控除制度の適用を受ける場合、同一暦年での連結所得の特別控除額の合計額が5,000万円を超えていませんか(20欄~22欄)。

III 資産の譲渡に係る特別控除額の損金不算入に関する明細書

各連結結法人における計算	当該資産の譲渡をした日の属する年における資産の譲渡につき、当期において5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額 (22) + (35) + (38) + (41) + (44)	45	円	各連結結法人の合計額の計算	当該資産の譲渡をした日の属する年における各連結結法人の資産の譲渡につき、当期において5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額の合計額 (当該各連結結法人の(45)の合計)	48	円
	個別連結法人帰属損金不算入額 ((48) - (51)) × (15) / (48)	46			当該資産の譲渡をした日の属する年における資産の譲渡につき、当連結結法人において5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額の合計額	49	
	特別控除額の個別帰属額 (45) - (46)	47			特別控除残額 5,000万円 - (49)	50	
					特別控除額 (48)と(50)のうち少ない金額	51	